



話せる・つながる“カフェ”始まりました。

2018年10月に「滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター」が開設され、「ひとり親家庭交流カフェ」が始まりました。

交流カフェでは「健康」や「家計」などをテーマに、ひとり親家庭の暮らしに役立つ“講演”と、同じひとり親の方とあれこれ話せる“交流会”的時間が設けられています。



一番の目的は「孤立しないこと

「ひとり親家庭交流カフェ」は、ひとり親家庭の方が孤立しないよう、つながりを持てる場を設けようという想いから生まれました。さらに、慌ただしい日常の中に、少しでも自分だけの時間や癒しを持つてもらうこと、前向きになって気力や活力を高めてもらうことを目的としています。交流カフェの前半は暮らしに役立つヒントを学べる場、後半はお茶とお菓子をいただきながらの交流会になっています。

今回は第2回交流カフェの様子をご紹介します

年齢も生活エリアも異なる23名が参加されました。

日時 2019年2月9日(土) 13:30~15:30 場所 滋賀県立男女共同参画センター(近江八幡市)

講演会 テーマ「シングルマザーの必見¥マネー学」

ファイナンシャルプランナーの山下弓さん（「ライフプランニングDUO」代表）を講師に迎え「家計」をテーマにした、「シングルマザーの必見¥マネー学」。気になる教育費の試算や、子どもへの金銭教育、子どもが独立した後の自分の生活など、まさに「今日から使えるマネー学」が満載の講演でした！山下さんご自身の体験を交えながら話していただき、参加した皆さんも自分に置き換えて考えることができたようです。「どうすればいいかを具体的に考えられます」という声が多く聞かれました。



▲お金にまつわる書籍をピックアップして紹介するコーナーも。

交流会 予定時間を超えるほど会話が盛り上がる！

交流会ではテーブルごとに話が盛り上がり、思わず涙ぐむ方も。予定時間を過ぎても会話は尽きず、周りの人に言いにくい悩みに「そうそう」と共感する姿があちこちで見られました。言葉だけでなく、表情やしぐさで「理解してもらっている」ことを実感できたようです。来場された時は緊張した面持ちの人がほとんどでしたが、皆さん肩の荷が下りたような笑顔で帰られたのが印象的でした。

参加した方の感想 (アンケートより)

- ★「ライフシミュレーションがとても参考になりました。子どもを育てていく見通しが少し立ちました」
- ★「同じ立場の方に初めてお会いできて本当にうれしかったです」
- ★「始まる前は不安でしたが、いろいろな方と交流することで世界が広がりました」
- ★「悩みや思いを共有できてよかったです」

「ひとり親家庭交流カフェ」について質問！

- | | |
|---|---|
| Q. 参加費はかかりますか？ | Q. 知らない人ばかりだと、ちょっと不安です。 |
| A. 無料です。 | A. 「交流カフェ」には5つの約束事がありますので、安心してご参加ください。 |
| Q. いつ、どこで開催されますか？ | 交流カフェでの5つの約束 |
| A. 2019年度は4回開催の予定です。日時・場所・内容などは、決まり次第発表します。
下記の滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンターにお問い合わせください。 | <ul style="list-style-type: none"> ①この場での話の内容を他言しない ②他の人の話を一生懸命聞く ③他の人の話を否定しない（他の考え方があると理解する） ④質問には可能な限り答える ⑤この場を宗教やビジネス勧誘に利用しない |
| Q. 子どもを預けられる当たがりません。 | |
| A. 保育士のいる託児室を用意しますので、参加予約時に申し込みください。 | |
| Q. 法的にまだひとり親ではないのですが参加できますか？ | |
| A. これから離婚を考えておられる方など法的にひとり親でない方も参加可能です。 | |

お問い合わせ先	
滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター	
交流カフェの他、日常生活や学習のことなど 何でも気軽にご相談ください。	
■相談日	月～金曜日および毎月第1・3土曜日 ※祝日、年末年始(12/29～1/3)は休業
■時間	午前9時～午後5時
■住所	大津市におの浜4丁目3番26号
■電話番号	077-526-8801
■メール相談	support@nozomi-kai.com

あなたの困った時に家事や 介護、子育てをサポートします！

一時的に保育や家事・介護が必要な時に、一定の資格を有する家庭生活支援員を派遣し家事や介護、子育てのお手伝いをします。



こんな時に利用できます！

(1事由につき10日まで、1ヶ月40時間までが目安)

- 就労に必要な資格を取るための講習会等に通うときや就職活動のためハローワークに行きたいとき
- 病気やケガで動けないため家事を手伝ってほしいとき
- 冠婚葬祭に出席するために子どもを連れて行けないとき
- 上の子の学校行事に出席する間、下の子どもを預かってほしいとき
- 出張などで帰宅が遅くなる日があり、子どもと遊んだり身の回りの世話をお願いしたいとき
- 仕事などの都合で、一時的に家族の介護ができないとき
- 母子家庭や父子家庭になって間がないため（概ね半年以内）、日常生活や子育てに支障をきたしているとき

利用方法は？

①まずは登録

お住まいの市役所・町役場に登録申請します。

②→派遣対象家庭に選定 派遣の申込

派遣申請書に希望する支援の内容を記入し、3日前までにのぞみ会へ依頼します。

③派遣調整

のぞみ会が家庭生活支援員の派遣調整を行います。

④事前打ち合わせ

派遣される家庭生活支援員から連絡があるので、詳細について打ち合わせします。

⑤家庭生活支援員がサポート

家庭生活支援員とは？

ホームヘルパー3級以上、介護福祉士、看護師、保育士、幼稚園教諭の資格を有する者、または、一定の研修を修了した者が「家庭生活支援員」としてサポートします。

支援内容 → 生活援助 <ul style="list-style-type: none"> ●食事の世話 (調理、配膳、食事の後片付け) ●住居の掃除、洗濯 ●生活必需品の買物 等 	子育て支援 <ul style="list-style-type: none"> 家庭生活支援員の自宅や利用者宅などでお子さんの預かり、保育サービスの実施 ※利用者が保育実施場所まで送迎 ※利用者宅での子育て支援は「生活援助」として取り扱います
--	--

費用は？

利用世帯の区分	負担割合	利用者の負担額(1時間あたり)	
		子育て支援*	生活援助(家事・介護)
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	なし	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	1割	70円	150円
上記以外の世帯	2割	150円	300円

*児童が2人以上の場合は1人につき、上記の金額に0.5を乗じた額を加算します。

お問合せ先

滋賀県母子福祉のぞみ会
(TEL.077-522-2951)
またはお住まいの市役所・
町役場母子福祉担当課